

佐野市新上下水道庁舎電話機等賃貸借契約仕様書

1. 一般事項

- 1) 件名：佐野市新上下水道庁舎電話機等賃貸借契約
- 2) 履行期間：
令和 5年 1月22日から令和10年 1月21日まで（60か月）
この契約は長期継続契約（地方自治法第234条の3）として実施する。
※工事の進捗状況によって、期日に変更が出る場合もある。
- 3) 納入期限：令和5年 1月22日(予定)
※新庁舎への移転作業に合わせ、実施予定とする。
- 4) 設置場所：佐野市大橋町 1165 番地
- 5) 関係法令：本設備は、有線電気通信法、電気通信事業法に定める端末設備事業規制に基づき、入念かつ誠実に施工すること。又、本仕様で明示されていない事項についても、機能上当然必要と認められるものについては、装備されるものとする。
- 6) 検収：本設備の設置完了後、発注者に報告書を提出し検査を受け、その合格を持って検収とする。
- 7) 本業務において、その他疑義が生じた場合は、発注者と協議し合意のうえ実施すること。業務損傷の恐れのある既設部分等は、適切な方法で養生すること（搬入経路等）
受託者が選択し納入する機器により、新たな工事が生じた場合は受託者負担とする。
- 8) 令和4年12月の引き渡し以前に設置等で現場に入る場合には、施工者と立ち入り条件等の協議が必要となる。

2. 契約内容

- 1) 佐野市新上下水道庁舎に設置する電話機一式に係る機器一式（搬入・設置費用を含む。）及び契約終了後の撤去費用を含むものとする。
- 2) 保守点検費用を含まない。
- 3) 入札金額算定にあたっての留意事項
入札金額については、5年間（60か月）の賃借料総額を入札書に記載すること。（消費税は含めない。）

3. 電話機等の数量・収容回線数

1) 多機能電話機(24ボタン以上)	38台
2) 多機能電話機コードレス型(24ボタン以上)	4台
2) 停電デジタル多機能電話機(24ボタン以上)	1台
3) 一般電話機(壁掛け)	6台
4) 通話録音装置	9台
5) 付属品(主装置(主装置(必要ユニット含む))	1式

※弱電配線等は別工事でおこなうが、必要に応じた
軽微な配線の追加・モール等については含まれる。

6) 収容回線数

種別	(実装/容量)
・ひかり電話	12/14ch
・アナログ	1/2L
・庁舎間	3/3ch

4. 機器仕様

○多機能電話機

(全電話機共通事項)

- ・ディスプレイ付(カナ・漢字・英数字)バックライト付
- ・固定機能ボタン: スピーカー、保留、内線、フック、短縮
- ・ワンタッチボタン: 24個以上
- ・ナンバーディスプレイ対応
- ・電話帳機能
- ・発着信履歴
- ・転送機能(電話機操作により着信する電話機を指定出来るものとする。
また、夜間時等に、外線着信時にアナウンスを流して、相手方が
ダイヤル操作を行い、着信する電話機を指定できる。)
- ・停電時にも通話可能

(コードレス型)

- ・連続通話時間: 5時間以上
- ・連続待受時間: 72時間以上

○一般電話機(壁掛け)

- ・電話機能として最低限必要な機能(フックボタン等)

○通話録音装置

- ・録音方式: 自動録音/手動録音
- ・録音媒体: SDカード4G以上
- ・卓上型

○主装置、その他

- ・ひかり電話用パッケージ 1 式
- ・アナログ局線用パッケージ 1 式
- ・デジタル多機能用パッケージ 1 式
- ・一般電話用パッケージ 1 式
- ・バックアップバッテリー(10～30分) 1 式
- ・その他運用に必要なユニット等 1 式

5. その他

- ・佐野市本庁舎との内線通話が可能なこと。(内線回線の設定には佐野市役所側のPBX設定が必要となる。完了後、本庁舎との対向試験を行うこと。)
- ・ひかり電話オフィスエース対応。
- ・相手方に通知する発信番号は代表番号及び各課保有番号とする。

6. 回線イメージ図

新上下水道庁舎 電話機設置

